

2020年2月7日

苦小牧市長  
岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会  
会長 日西 稔  
連合北海道苦小牧地区連合  
会長 南部谷康史

## 地域における早期離職対策および非正規職員の 処遇改善などに関する要請書

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに對し、心より敬意を表します。

さて、内閣府が2019年12月9日発表した2019年7-9月期の四半期別GDP速報(2次速報値)では、実質GDP成長率が前期比0.4%プラス、年率換算1.8%プラスとなっています。また、2019年12月13日に日本銀行札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(DI)は、全産業でプラス8と、9月の前回調査から4ポイント悪化していますが、金融経済概況の北海道の全体感では「北海道の景気は、緩やかに拡大している」としています。GDPの6割を占める個人消費拡大や持続に向けて貨上げの重要性が増しています。

一方、道内の有効求人倍率は1.28倍(11月)と118ヶ月連続で前年同月を上回り、過去最長を更新しました。しかし、新規求人の54.2%は正社員求人以外となるなど、雇用増は有期・短時間・契約等の増加によるところが大きいといわれています。建設・警備員等で人材不足が深刻化する一方で、事務および軽作業員では求職数が大幅に上回るなど、雇用のミスマッチがここ数年改善されない状況です。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。道内の来春卒業予定の高校生の11月末現在の求人数は、18,520人と、前年同期に比べ同水準(1人増加)にあり、求人倍率2.56倍、就職内定率83.6%(前年同期0.6ポイント減少)と、高水準で推移しており、引き続き、中小企業への就職促進を進めていく必要がありますが、一方では早期離職や不本意非正規労働者も問題となっています。

また、昨今の労働相談では雇用形態に関わらず、長時間労働、賃金未払い、年次有給休暇をはじめとしたワークルールに関する相談が多くなっています。働き方改革関連法が順次施行されることとなっており、残業時間上限規制、同一労働同一賃金など、労働関係法令の遵守徹底、働きがいを感じる職場環境作りも急務の課題です。さらに、公共サービスを担う直接雇用の非正規職員や、地方自治体の仕事を担う民間労働者にも拡大しています。非正規雇用者の大部分は有期雇用という不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下の就労者が多く、フルタイムで働いても、多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難な状況に立たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消すべきです。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働関係団体との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

貴市におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

## 記

### 1. 地域における雇用対策の拡充

#### (1) 地域における雇用対策推進体制の確立

雇用創出基本計画に基づき、女性や、若年者、中高年齢者、高齢者、障がい者、外国人材など多様な働き手の就業支援や職業能力開発など産業人材の育成を促進すると同時に、安心して働くことができる環境づくりを進めることや、「地域雇用ネットワーク会議」を活用し胆振総合振興局を中心に、各市町村、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

#### (2) 若年者の早期離職防止

- ① 新卒者を含む若年者と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。
- ② 若者の早期離職理由の一つとして職場での人間関係やイメージした仕事とのギャップなどがある。道内の高卒3年以内の離職率は45.5(前年44.8)%と高止まりで推移している。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、労働法教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。
- ③ 就職氷河期世代(30歳代から40歳半ば)には、正社員になりたくてもなれない、所謂不本意非正規労働者が数多くいる。社会人採用枠を活用し、不本意非正規労働者を正職員としの採用をすること。

#### (3) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 2020年4月の「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴う会計年度任用職員制度のスタートにむけ、法改正の主旨を踏まえ、現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと(引き下げにつながる見直しを行わないこと)。
- ② 現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の雇用を2020年4月以降も継続すること。
- ③ 正規職員との職務内容・勤務時間に応じ、均衡・権衡をはかること。なお、制度移行にあたっては、類似する職務の正規職員に適用される給料表を基本とし、前歴換算を行ったうえで賃金を決定すること。
- ④ 支給できるとされた手当については、すべて支給すること。
- ⑤ 休暇制度について、その種類、期間、賃金保障など正規職員との均衡待遇をはかること。また、その他の労働条件についても同様の対応をはかること。
- ⑥ 会計年度任用職員制度への移行によって必要となる財源については、新たな財源として確保すること。

### 2. 安心・安全な住民生活の確保に向けた基盤整備

#### (1) 「持続可能な水道」の実現に向けた水道の基盤強化

- ① 地域の水道の現状と課題について、地域住民に対し適切かつ丁寧な情報提供を行い、対応策の検討に労働組合や地域住民の参画を求めるこ。
- ② 水道施設台帳、事業収支見通しにもとづき、法定耐用年数を超えた老朽化施設の更新計画を策定し、地域住民に情報開示を行うこと。

- ③ 他の地方自治体との連携も含め、災害時に速やかに応急給水と復旧を行うための体制整備を平時から進めること。
- ④ 水道事業体や府内関連部局における専門人材の確保・育成、技術継承、および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援を強化すること。
- ⑤ 中山間地や過疎地、人口減少が顕著な地域など経営基盤が脆弱な小規模水道事業者を支援すること。
- ⑥ 水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。
- ⑦ 民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことができない仕組みを担保すること。

### (2) 地域公共交通の確保に向けた施策の推進

- ① 地域公共交通の維持・確保にむけて、交通政策に関する専任部署・職員の配置及び充実をはかるとともに、保健福祉・教育・観光担当部局等と連携した府内横断的な推進体制を構築すること。
- ② 改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めるここと。
- ③ いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

### (3) 災害時における支援体制の整備

- ① 災害時の被災地支援活動を円滑かつ体系的に実施できるよう、貴市における防災担当者の育成・確保をはかるとともに、平時から社会福祉協議会の強化を支援すること。
- ② 災害時に避難施設となりうる民間施設の登録利用とともに、当該施設を所有する企業・組織への支援制度を設けること。また、発電機や防災備品、備蓄品の充実を図るとともに、使用方法や手順を確認・点検すること。
- ③ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する（要配慮者）被災者は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、平時から福祉避難所の設置や専門的支援を準備すること。
- ④ 浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者施設に対して、避難確保計画の策定や訓練を実施するよう支援すること。
- ⑤ 作成した避難行動要支援者名簿を有効かつ適切に活用し、発災時等における確実な情報伝達や避難支援、安否確認を実施できる体制を整えるとともに、避難支援関係者と連携して個別計画（避難支援プラン）の策定を進めること。

## 3. 地域包括ケアシステムの構築と地域福祉の推進

### (1) 地域包括ケアシステムの構築と医療・介護提供体制の充実

- ① 地域医療構想の実現に向けて、各調整会議で行われる医療提供体制の整備に関する議論にあたっては、住民や病院従事者を含めた地域の関係者に対する丁寧な説明を行うとともに、積極的な情報公開及び議論への参画を進めること。
- ② 2018年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において盛り込まれた、保険者機能強化としての財政的インセンティブは、地域間格差の拡大や要介護認定の意図的抑制が起こらないよう実施・検証する。
- ③ 訪問介護の生活援助サービスの利用基準については、必要な回数の利用制限とならないようとする。
- ④ 介護予防訪問事業と介護予防通所事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業に移行したが、全国的に多くの市町村で事業者が撤退している状況等に留意し、介護サービスの低下や格差が生じないよう、必要な措置を講じる。

## (2) 地域福祉の推進

- ① 社会福祉法改正に伴う市町村の包括的な支援体制の整備については、地域実態に合った生活圏域にコミュニティソーシャルワーカーを配置するなどして地域及び住民の課題と支援ニーズを把握し、各種制度間の連携・調整を実施の上、困りごとを抱える住民に対するアウトリーチ型支援を着実に推進する。
- ② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度の創設及び拡充、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。
- ③ 支援につながっていない生活困窮者を確実に支援につなげるよう、関係機関の情報共有や連携を行うため、改正生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置すること。
- ④ 市町村における子育て世代包括支援センターによるアウトリーチ型の相談支援体制を促進するとともに、働くひとり親にも利用しやすいよう、母子保健サービスと子育て支援サービスがワンストップで提供できる体制整備を支援する。また、地域子育て支援拠点においては、親の就業や社会参加支援につながるサービスを提供する。

## 4. 自治体財政の確立

2021年度以降の一般財源総額については、すでに「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針2018)で2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示されているが、引き続き、地方の行政需要に対応した財源の安定的な確保に向けて、国への働きかけを強めること。

以上